

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成十九年四月十二日

広島県収用委員会

一 送達を受けらるべき者

岡崎 壽美子 大阪府寝屋川市大利元町一八番一三号

加藤 迪子 広島県広島市西区己斐東二丁目三四番三八、一〇六号（イトーピアマンシ

ョン）

佐々木 浩二 広島県広島市安佐南区安東二丁目三番四、二〇四号

景山 ミツ子 東京都江東区豊洲四丁目一〇番四、二〇一号

小倉 節美 広島県広島市南区宇品御幸四丁目八番二八号

米川 久美子 大阪府羽曳野市島泉九丁目六番一六号

山本 八重子 広島県安芸郡海田町南幸町一〇番四二号

城 陽子 広島県広島市安芸区矢野西七丁目八番二五、二〇二号

早川 静雄 広島県東広島市西条町田口三四〇〇番地

二 送達すべき書類の名称

一般国道三七五号改築工事（東広島・呉自動車道）（広島県東広島市高屋町溝口地内及び同市西条町下三永地内から同市西条町馬木地内まで）に係る土地収用事件の第一回審理開催の通知書

三 土地等の表示

所在地	地番	地目		地積		収用しようとする土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	
東広島市西条町馬木	一一二八番	田	田	二〇八	二〇七・一一一	二〇七・一一一

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木部総務管理局土木総務室

広島市中区基町一〇番五二号

（注意） 右書類を受領しないときは、平成十九年四月二十五日をもって、その書類の送達があったものとみなされます。